

共通・選択必要書類

※ 入札参加資格審査を行っていない地方公共団体を除く1,694団体(都道府県47団体、市区町村1,647団体)を対象に集計。

公的機関が発行する書類については、申請日以前から3か月以内のものを有効とする。

新				旧				区分		(参考)採用状況※				情報連携等による添付省略の可能性	(参考)実務検討会における検討結果	意見照会後の検討結果(案)		
必要書類		共通	選択	必要書類		共通	選択	事業者 特定情報	適正性審査 ・格付情報	都道府県 (a)		市区町村 (b)					全団体	
法人のみ	1	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		1	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		○		45	95.7%	1,475	89.6%	89.7%	○	・地方公共団体への意見照会の結果、登記事項証明書の提出を求めている地方公共団体のうち、「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」の提出を求めている団体が52.8%、・「履歴事項全部証明書」のみ提出を求めている(「現在事項全部証明書」は不可)団体が46.3%であった。 ・「履歴事項全部証明書」の提出を求めている地方公共団体が多数に上ること、特に複数の地方公共団体に申請する事業者の事務負担を軽減する観点からは、必要書類はできる限り共通化されていることが望ましいことを踏まえると、「履歴事項全部証明書」を共通とする。	
	2	納税証明書その2(国税)		○	2	納税証明書その2(国税)		○	○		-	-	-	-	-	○	・国においては、納税証明書その3の3を提出し、国の事業の入札に参加・受注していた事業者が、税務申告を行っていなかった事案があったことを踏まえ、令和7年1月の定期申請から、「納税証明書その2」(所得金額の証明)の提出を必須とすることとしている。これを踏まえ、地方公共団体が提出を求める必要書類についても、「納税証明書その2」を追加する。	
	3	※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出			3	※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出					-	-	-	-	-			
	4	納税証明書その3の3(国税)		○	4	納税証明書その3の3(国税)		○	○		45	95.7%	1,478	89.7%	89.9%	○		
	5	※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出			5	※納税の猶予を受けている場合は、猶予許可通知書の写しを提出					10	21.3%	322	19.6%	19.6%		・納税の猶予許可通知書、換価の猶予許可通知書、徴収猶予許可通知書、納付の猶予(特例)許可通知書、納付の猶予(特例)許可通知書の写しの提出を想定し、記載を変更する(以下、都道府県税及び市町村税の納税証明書について同様)。	
	6	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○	6	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○	○		44	93.6%	1,016	61.7%	62.6%		・地方税(都道府県税及び市町村税)の納税証明書については、「令和6年度(2024年度) 地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ(令和6年11月)」において、「入札参加資格審査申請については、広域又は全国的な共通システムを早期に実現する方向で検討することとされていることを踏まえ、当該システムとのバックヤード連携の実現可能性等について検討すべきである。」とされていることから、情報連携等による添付省略の可能性を「○」にすべきとの意見がある。 ・しかし、上記に記載のとおり、実現可能性についてはこれから検討される事項であることから、現時点では、情報連携等による添付省略の可能性を「○」としていない。	
	7	※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人)) 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書			7	※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人)) 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書					39	83.0%	900	54.6%	55.4%			
	8	※本社が所在する都道府県で発行されたもの			8	※本社が所在する都道府県で発行されたもの					20	42.6%	684	41.5%	41.6%			
	9	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出			9	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出					18	38.3%	587	35.6%	35.7%			
	10	※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出			10	※納税の猶予を受けている場合は、猶予許可通知書の写しを提出					10	21.3%	322	19.6%	19.6%			
	11	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	11	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	○		6	12.8%	1,431	86.9%	84.8%			
	12	※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人)) 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書			12	※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人)) 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書					4	8.5%	1,288	78.2%	76.3%			
	13	※本社が所在する市町村で発行されたもの			13	※本社が所在する市町村で発行されたもの					2	4.3%	917	55.7%	54.3%			
	14	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出			14	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出					4	8.5%	805	48.9%	47.8%			
	15	※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出			15	※納税の猶予を受けている場合は、猶予許可通知書の写しを提出					10	21.3%	322	19.6%	19.6%			
																・その他の納税証明書に係る諸条件(※書)について、事業者の納税証明書の取得に係る事務負担を軽減する観点からは、できる限り共通化することが望ましいと考えられる。左記の条件について、一定程度の地方公共団体において採用されていることを踏まえ、この条件のとおり共通化する。		

新					旧			区分		(参考)採用状況※					情報連携等による添付省略の可能性	(参考)実務検討会における検討結果	意見照会後の検討結果(案)	
必要書類			共通	選択	必要書類		共通	選択	事業者 特定情報	適正性審査 ・格付情報	都道府県 (a)		市区町村 (b)					全団体
	16	代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	16	代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	4	8.5%	410	24.9%	24.4%			
	17	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所の代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)も併せて提出																・入札・契約の権限を営業所等に委任している場合は、委任先の営業所の代表者個人の納税証明書の提出を求めるべきとの意見があったことから、※書きとして追記する。
					17	課税標準の分割に関する明細書 ※都道府県内の従業員数を確認するため				○	2	4.3%	35	2.1%	2.2%		・特定の地方公共団体の区域の従業員数を把握するための必要書類を設定することは、共通化になじまないものと考えられる。	
	18	財務諸表(貸借対照表) ※申請日直前2年以内に確定した決算書類(前々年度決算)		○						○								・申請項目の「18 製造・販売実績等」で2か年間分を選択申請項目としており、当団体では、「前2か年間の平均実績高」を格付で使用していることから、当該項目と前々年度決算に係る財務諸表を確認する必要があるため、追加すべきとの意見があった。 ・申請項目の「直前々年度決算時の売上金額」については、約3割の団体が採用しており、本書類を共通・選択必要書類としない場合、同程度の数の団体が前々年度決算に係る財務諸表を独自必要書類として設定する可能性があり、地方公共団体・事業者の事務負担が増加するおそれがある。これを踏まえ、選択必要書類として追加する。
	19	財務諸表(損益計算書) ※申請日直前2年以内に確定した決算書類(前々年度決算)		○						○	42	89.4%	1,134	68.9%	69.4%			
	20	財務諸表(貸借対照表) ※申請日直前1年以内に確定した決算書類(前年度決算)		○	18	財務諸表(貸借対照表) ※申請日直前1年以内に確定した決算書類		○		○	42	89.4%	1,140	69.2%	69.8%			
	21	財務諸表(損益計算書) ※申請日直前1年以内に確定した決算書類(前年度決算)		○	19	財務諸表(損益計算書) ※申請日直前1年以内に確定した決算書類		○		○	42	89.4%	1,134	68.9%	69.4%			
					20	財務諸表(株主資本等変動計算書) ※申請日直前1年以内に確定した決算書類				○	10	21.3%	288	17.5%	17.6%		・組織変更(合併等)が生じた場合の財務状況を確認するために提出を求めているものと考えられるが、組織変更時には、別途検討している合併時別紙明細表等の提出を求めることとしているから、本必要書類を新規申請時の選択必要書類として定める必要はないものと考えられる。	
	22	財務諸表(個別注記表) ※申請日直前1年以内に確定した決算書類		○	21	財務諸表(個別注記表) ※申請日直前1年以内に確定した決算書類		○		○	3	6.4%	76	4.6%	4.7%		・財務諸表における消費税の会計処理方法を確認するために提出を求めているものと考えられるところ、地方公共団体が必要に応じて選択必要書類として設定し、財務諸表と合わせて提出を求められるようにする必要がある。	
	23	組合員名簿(組合のみ)		○	22	組合員名簿(組合のみ)		○	○		11	23.4%	228	13.8%	14.1%		・組合構成員を把握し、当該構成員の諸情報の合算等により格付することや、入札時の適正性確保を図るために提出を求めているものと考えられるところ、地方公共団体が必要に応じて選択必要書類※として設定し、提出を求められるようにする必要がある。 ※「事業者特定情報」であるが、採用状況(割合)が半数以下であることから、全ての申請先地方公共団体に提出することとするは適当でないため、共通必要書類ではなく、選択必要書類としている。	
					23	組合の定款(組合のみ)			○		5	10.6%	119	7.2%	7.3%		・定款自体は、格付や適正性審査に直接の影響を与えないものと考えられることから、提出を求める必要がないと考えられる。	

新					旧					区分		(参考)採用状況※					情報連携等による添付省略の可能性	(参考)実務検討会における検討結果	意見照会後の検討結果(案)
必要書類			共通	選択	必要書類			共通	選択	事業者 特定情報	適正性審査 ・格付情報	都道府県 (a)		市区町村 (b)		全団体			
					24	共同受注規約(組合のみ)				○		0	0.0%	59	3.6%	3.5%		・同上	
個人のみ	24	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※支配人登記や商号登記をしている場合		○	25	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※支配人登記や商号登記をしている場合				○		15	31.9%	690	41.9%	41.6%	○	・「事業者特定情報」であるが、採用状況(割合)が半数以下であることから、全ての申請先地方公共団体に提出することとするは適当でないため、共通必要書類ではなく、選択必要書類としている。	
	25	身分証明書(身元証明書)		○	26	身分証明書(身元証明書)				○		37	78.7%	1,315	79.8%	79.8%			
	26	※本籍地の市区町村長が発行するもの。 ※破産者でないこと及び成年後見制度開始前の禁治産者、準禁治産者に該当しないことを証明するもの。			27	※本籍地の市区町村長が発行するもの。 ※破産者でないこと及び成年後見制度開始前の禁治産者、準禁治産者に該当しないことを証明するもの。						35	74.5%	1,156	70.2%	70.3%		・契約の相手方としての適正性を確認する観点から提出を求めているものと考えられるところ、地方公共団体が必要に応じて選択必要書類として設定し、提出を求められるようにする必要がある。	・法人については、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」が事業者特定情報として、共通必要書類に設定されている一方、個人の場合は個人を特定できるような書類が共通必要書類が設定されていないため、身分証明書を共通必要書類とすべきとの意見があるが、身分証明書は適正性審査・格付け情報に係る書類であることから、選択必要書類としている。
	27	登記されていないことの証明書		○	28	登記されていないことの証明書				○		21	44.7%	322	19.6%	20.2%		同上。	
	28	納税証明書その2(国税)		○	29	納税証明書その2(国税)				○		-	-	-	-	-	○		
	29	※事業の開業前等で納付するべきが額がない場合等、申告義務のない場合は、申告義務のない旨の申出書)を提出			30	※事業の開業前等で納付するべきが額がない場合等、申告義務のない場合は、申告義務のない旨の申出書)を提出						-	-	-	-	-		・法人の場合と同様、「納税証明書その2」を必要書類に追加することとする。	
	30	納税証明書その3の2(国税)		○	31	納税証明書その3の2(国税)				○		44	93.6%	1,395	84.7%	84.9%	○		
	31	※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出			32	※納税の猶予を受けている場合は、猶予許可通知書の写しを提出						10	21.3%	296	18.0%	18.1%			
	32	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○	33	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)				○		42	89.4%	945	57.4%	58.3%		・法人の場合と同様、左記の条件について、このとおり共通化する。	
	33	※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人)) 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書			34	※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人)) 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書						42	89.4%	816	49.5%	50.6%			
	34	※本社が所在する都道府県で発行されたもの			35	※本社が所在する都道府県で発行されたもの						42	89.4%	603	36.6%	38.1%			
	35	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出			36	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出						42	89.4%	514	31.2%	32.8%			
	36	※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出			37	※納税の猶予を受けている場合は、猶予許可通知書の写しを提出						10	21.3%	296	18.0%	18.1%			
	37	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	38	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)				○		15	31.9%	1,435	87.1%	85.6%			
	38	※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人)) 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書			39	※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人)) 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書						15	31.9%	1,261	76.6%	75.3%			
	39	※事業所が所在する都道府県で発行されたもの			40	※事業所が所在する都道府県で発行されたもの						15	31.9%	884	53.7%	53.1%			
	40	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出			41	※申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出						15	31.9%	771	46.8%	46.4%			
	41	※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出			42	※納税の猶予を受けている場合は、猶予許可通知書の写しを提出						10	21.3%	296	18.0%	18.1%			

新				旧				区分		(参考)採用状況※			情報連携等による添付省略の可能性	(参考)実務検討会における検討結果	意見照会後の検討結果(案)
必要書類		共通	選択	必要書類		共通	選択	事業者 特定情報	適正性審査 格付情報	都道府県 (a)	市区町村 (b)	全団体			
	42	財務諸表(貸借対照表) ※申請日直前2年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表、損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)							○						・法人の場合と同様に追加。 ・申請者が白色申告者の場合は、貸借対照表及び損益計算書が存在しないため、白色申告の場合は、収支内訳書の提出とすべきとの意見があることから、「(青色申告の場合は、貸借対照表、損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)」を追記する(以下、個人の場合の財務諸表について同様)。
	43	財務諸表(損益計算書) ※申請日直前2年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表、損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)							○	34	72.3%	965	58.6%	59.0%	
	44	財務諸表(貸借対照表) ※申請日直前1年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表、損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)		43	財務諸表(貸借対照表) ※申請日直前1年度分の確定申告書及び申告決算書(貸借対照表、損益計算書)				○	34	72.3%	971	59.0%	59.3%	
	45	財務諸表(損益計算書) ※申請日直前1年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表、損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)		44	財務諸表(損益計算書) ※申請日直前1年度分の確定申告書及び申告決算書(貸借対照表、損益計算書)				○	34	72.3%	965	58.6%	59.0%	
				45	屋号の住所を証明する書類 ※納税証明書の住所と異なる場合に提出(開業届・賃貸借契約書・公共料金の請求書等)				○	7	14.9%	204	12.4%	12.5%	・本資料については、紙の資格審査結果通知書を送付するために提出を求めているものと想定されるが、広域又は全国的な共通システムを整備する場合には、同システムから、電子的に結果通知を行うことが見込まれる。同システムを整備することを前提にすれば、提出を求める必要がないと考えられる。
				46	営業証明書 ※創業後5年以上を経過している事業者は過去5か年分の営業証明書を、創業後5年未満の事業者は創業した年からの営業証明書を提出				○	10	21.3%	273	16.6%	16.7%	・営業証明書は、一般に、法人名や所在地等を証明するものであると考えられるが、これらについては、国税や地方税の納税証明書等によって確認することができる。
法人・個人共通	46	委任状(行政書士等への申請の委任)		47	委任状(行政書士等への申請の委任)				○	7	14.9%	341	20.7%	20.5%	・代理申請の適法性を確保するため、採用状況に関わらず、共通必要書類とする必要がある。 ※広域又は全国的な共通システムを整備するに当たって、当該システム(又は連携させる利用者認証システム等)に行政書士の認証を行うことができる機能を設ける場合には、申請項目として入力求めないこととするとも考えられる。
	47	委任状(入札・契約等に関する権限の委任)		48	委任状(入札・契約等に関する権限の委任)				○	36	76.6%	1,415	85.9%	85.7%	・委任状の提出方法については、地方公共団体における電子化の取組を参考に原本(紙)の提出を求めないこととすることや、電子委任状の活用等、広域又は全国的な共通システムの整備や審査体制の構築の検討に合わせて検討する必要がある。
	48	営業等の許可・認可・登録等の証明書等 ※事業者は、営業等の許可・認可・登録等を受けている場合に、当該証明書等を提出する		49	営業等の許可・認可・登録等の証明書等				○	39	83.0%	1,058	64.2%	64.8%	・営業等の許可等を有しておらず、契約の相手方となり得ない事業者に対して資格を与えないようにすることや、指名競争入札を行うに当たって事業者を指名する際に、当該契約の履行に必要なとなる許可等を有しない事業者を指名することを防止すること等を目的として、活用されている情報であると考えられる。これを踏まえ、地方公共団体が必要に応じて選択必要書類として設定し、事業者の提出を求められるようにする必要がある。 ・地方公共団体が選択必要書類として当該証明書等の提出を求める場合に、当該証明書等の提出を申請の必須要件とすると、これまで当該証明書等を提出することなく入札参加資格を取得して、適正かつ適法に契約を履行していた事業者が、共通化に伴い資格を取得することができなくなり、受注機会を失うおそれがあることから適当ではない。 ・これを踏まえ、地方公共団体が当該証明書等の提出を求める場合、事業者は、当該営業等の許可・認可・登録等を受けている場合に限り、当該証明書等を提出するものとしている。

新					旧					区分		(参考)採用状況※				情報連携等による添付省略の可能性	(参考)実務検討会における検討結果	意見照会後の検討結果(案)
必要書類			共通	選択	必要書類			共通	選択	事業者 特定情報	適正性審査 ・格付情報	都道府県 (a)		市区町村 (b)		全団体		
49	技術者の資格者証(技術者が複数名の場合は1名分)			○	50	技術者の資格者証(技術者が複数名の場合は1名分)			○		○	15	31.9%	329	20.0%	20.3%		・指名競争入札を行うに当たって事業者を指名する際に、当該契約の履行に必要な技術者を有しない事業者を指名することを防止すること等を目的として、活用されている情報であると考えられる。これを踏まえ、地方公共団体が必要に応じて選択必要書類として設定し、事業者の提出を求められるようにする必要がある。
50	ISO関係登録証(ISO9000シリーズ)			○	51	ISO関係登録証(ISO9000シリーズ)			○		○	23	48.9%	363	22.0%	22.8%		・格付等や指名競争入札における指名先事業者の選定等に用いるものであると考えられるところ、地方公共団体が必要に応じて選択必要書類として設定し、事業者の提出を求められるようにする必要がある。(以下、認定等に関する項目について同じ。)
51	ISO関係登録証(ISO14000シリーズ)			○	52	ISO関係登録証(ISO14000シリーズ)			○		○	29	61.7%	383	23.3%	24.3%		
52	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)登録証			○	53	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)登録証			○		○	9	19.1%	90	5.5%	5.8%		
53	エコアクション21登録証			○	54	エコアクション21登録証			○		○	21	44.7%	169	10.3%	11.2%		
54	プライバシーマーク登録証			○	55	プライバシーマーク登録証			○		○	10	21.3%	140	8.5%	8.9%		
55	障害者雇用状況報告書			○	56	障害者雇用状況報告書			○		○	26	55.3%	196	11.9%	13.1%		
					57	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届					○	8	17.0%	19	1.2%	1.6%		・厚生労働省ホームページにおいて行動計画等を確認することができることから、必要書類として事業者から提出を求める必要はない。
					58	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書					○	4	8.5%	12	0.7%	0.9%		・同上
					59	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定届					○	7	14.9%	19	1.2%	1.5%		・同上
					60	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主認定通知書					○	3	6.4%	15	0.9%	1.1%		・同上
					61	就業規則(育児・介護休業制度の両方を就業規則に規定している場合)					○	2	4.3%	13	0.8%	0.9%		・必要書類として採用している地方公共団体(かつ必要性が高いと回答した地方公共団体)が極めて少数であることから、選択必要書類としない。
					62	基準適合事業主認定通知書(青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の基準適合認定)					○	1	2.1%	9	0.5%	0.6%		・同上
					63	健康経営優良法人認定証					○	2	4.3%	12	0.7%	0.8%		・公式ホームページにおいて認定状況を確認することができることから、必要書類として事業者から提出を求める必要はない。
					64	保護観察対象者等の協力雇用主の登録証明書					○	2	4.3%	14	0.9%	0.9%		・必要書類として採用している地方公共団体(かつ必要性が高いと回答した地方公共団体)が極めて少数であることから、選択必要書類としない。
					65	消防団協力事業所表示制度の認定証、交付証、表示証等					○	4	8.5%	23	1.4%	1.6%		・必要書類として採用している地方公共団体(かつ必要性が高いと回答した地方公共団体)が極めて少数であることから、選択必要書類としない。
					66	契約書の写し ※申請項目で契約実績の登録があった場合					○	2	4.3%	76	4.6%	4.6%		・申請項目において入力された契約実績の真正性を確認するための必要書類であると考えられるところ、当該真正性は、地方公共団体において、発注者に照会してはじめて確認できるものと考えられることから、本資料について、共通・選択必要書類として事業者から提出を求める必要はない。

新				旧			区分		(参考)採用状況※				情報連携等による添付省略の可能性	(参考)実務検討会における検討結果	意見照会後の検討結果(案)			
必要書類		共通	選択	必要書類		共通	選択	事業者 特定情報	適正性審査 ・格付情報	都道府県 (a)		市区町村 (b)				全団体		
	56	社会保険の加入状況を確認できる書類			○	67	社会保険の加入状況を確認できる書類			○	7	14.9%	167	10.1%	10.3%			
	57	社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類 (例) ・日本年金機構からの納入告知書 納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※健康保険、厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること。				68	社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類 (例) ・日本年金機構からの納入告知書 納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること。										・入札参加資格審査や、指名競争入札を行うに当たって、事業者が契約の適切な履行を確保するために必要な信用を有しているかどうか、契約の相手方として不適当な者でないかを確認するために活用されている情報であると考えられる。これを踏まえ、地方公共団体が必要に応じて選択申請項目として設定し、事業者の入力を求められるようにする必要がある。	・雇用保険についても加入状況を確認できる書類を追加すべきとの意見があるが、雇用保険については、厚生労働省HPの「労働保険適用事業場検索」から確認できることから、共通・選択必要書類として追加しない。
	58	特約店・代理店証明書			○					○	5	10.6%	309	18.8%	18.5%			・「たたき台において採用せず」から、「法人・個人共通」の分類に移動(「たたき台において採用せず」は削除)。
						69	総合評定値通知書 ※「希望する営業品目」として「役務の提供」「樹木・花壇管理」を希望する場合 ※国土交通大臣又は都道府県知事に対して経営事項審査申請を行っていない場合は不要			○	0	0.0%	34	2.1%	2.0%		・必要書類として採用している地方公共団体(かつ必要性が高いと回答した地方公共団体)が極めて少数であることから、選択必要書類としない。	
						70	データの安全対策の状況 ※「希望する営業品目」として「役務の提供」「情報処理」「ソフトウェア開発」を希望する場合			○	1	2.1%	23	1.4%	1.4%		・個別の契約ごとに事業者に提出を求めて確認されるべき事項であり、必ずしも入札参加資格審査申請時に提出を求める必要がない。	
					71	データの管理方法の定めの有無(データにはプログラムを含む)及び具体的な内容				1	2.1%	10	0.6%	0.6%				
					72	データ管理責任者の設置の有無及び具体的な内容				1	2.1%	10	0.6%	0.6%				
					73	出力帳票及び記録媒体の受渡しの際の確認方法の有無及び具体的な内容				0	0.0%	9	0.5%	0.5%				
					74	保管設備(施錠可能な保管庫)の有無及び具体的な内容				0	0.0%	10	0.6%	0.6%				
					75	作業指示書及び作業結果報告書等による処理内容の確認の有無及び具体的な内容				0	0.0%	9	0.5%	0.5%				
					76	データ保護に対する社内の監査及び検査の有無及び具体的な内容				1	2.1%	11	0.7%	0.7%				
					77	機器室、保管設備等への入退出管理の有無及び具体的な内容				1	2.1%	10	0.6%	0.6%				
					78	事故又は不測の事態に対する対策の有無及び具体的な内容				1	2.1%	11	0.7%	0.7%				
					79	組織図及び緊急時連絡体制図 ※「希望する営業品目」として「役務の提供」「病院清掃」を希望する場合			○	0	0.0%	25	1.5%	1.5%		・個別の契約ごとに事業者に提出を求めて確認されるべき事項であり、必ずしも入札参加資格審査申請時に提出を求める必要がない。		
					80	標準作業書及び業務案内書 ※「希望する営業品目」として「役務の提供」「病院清掃」を希望する場合			○	0	0.0%	22	1.3%	1.3%				
官 公 需						81	官公需適格組合証明書(物品納入等)		○		9	19.1%	329	20.0%	20.0%		・官公需適格組合については、中小企業庁のHPに公表されている「官公需適格組合名簿」において確認できることから、入力を求める必要がない。	
	59	組合及び構成組合員の登記事項証明書			○	82	組合及び構成組合員の登記事項証明書		○		7	14.9%	319	19.4%	19.2%			
	60	納税証明書その2(国税)			○	83	納税証明書その2(国税)		○		-	-	-	-	-			

新					旧					区分		(参考)採用状況※				情報連携等による添付省略の可能性	(参考)実務検討会における検討結果	意見照会後の検討結果(案)
必要書類			共通	選択	必要書類			共通	選択	事業者 特定情報	適正性審査 ・格付情報	都道府県 (a)		市区町村 (b)		全団体		
適格組合	61	納税証明書その3の3(国税) ※構成組合員が法人の場合		○	84	納税証明書その3の3(国税) ※構成組合員が法人の場合			○		○	9	19.1%	403	24.5%	24.3%	・入札参加資格審査や、指名競争入札を行うに当たって、事業者が契約の適切な履行を確保するために必要な資力、信用、能力等を有しているかどうかを確認するために活用されている情報であると考えられる。これを踏まえ、地方公共団体が必要に応じて選択必要書類として設定し、事業者の入力を求められるようにする必要がある。	
	62	納税証明書その3の2(国税) ※構成組合員が個人の場合		○	85	納税証明書その3の2(国税) ※構成組合員が個人の場合			○		○	6	12.8%	345	20.9%	20.7%		
	63	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○	86	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)			○		○	19	40.4%	511	31.0%	31.3%		
	64	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	87	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)			○		○	6	12.8%	606	36.8%	36.1%		
	65	組合及び構成組合員の財務諸表		○	88	組合及び構成組合員の財務諸表			○		○	12	25.5%	317	19.2%	19.4%		
たたき台において採用せず					89	委任営業所の所在証明書 ※法人所在証明書、ISO等登録証証明証、公共料金支払領収書、賃貸契約書等					○	2	4.3%	126	7.7%	7.6%	・営業所の所在については、委任先営業所の所在する地方公共団体において発行された納税証明書等によって確認することができることから、共通・選択必要書類とする必要はない。	
					90	住民票の写し ※代表者名をアルファベット表記により申請する場合				○		1	2.1%	120	7.3%	7.1%		
					91	特約店・代理店証明書			○		○	5	10.6%	309	18.8%	18.5%		
					92	市(町)内本店又は市(町)内営業所等届出書				○		2	4.3%	200	12.1%	11.9%		・。なお、共通申請項目として、「営業所情報・受任者情報」を設けることとしており、本必要書類に係る情報については、当該項目を確認することにより把握できる。
					93	事業所の所在地及び写真					○	3	6.4%	219	13.3%	13.1%		・事業所の所在に関しては、登記事項証明書、納税証明書等の他の必要書類により確認することができるものと考えられる。
					94	従業員名簿				○		5	10.6%	146	8.9%	8.9%		・従業員名簿は、資格の有効期間中に随時変更となるものであること、資格審査との関係性が必ずしも明らかでないことから、共通・選択必要書類としない。
合計			3	39	合計			3	35	13	56							